

育成かながわ



◆発行責任者

神奈川県手をつなぐ育成会

会長 中川 孝子

〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2

TEL:045-323-1106 FAX:045-324-0426

E-mail ijkanagawa_k@yahoo.co.jp

URL <https://ikusei-kanagawa.jp/>

「成年後見トークセッション2022開催」

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人を支える成年後見制度。2000年に導入されましたが、まだまだこの制度を使う利用者は伸び悩んでいます。

この研修会に先立ち行ったアンケートや、昨年（一社）全国手をつなぐ育成会連合会が会員向けに実施した調査でも「利用を申立てたら途中で取り下げられない」「後見人に報酬を支払い続けなくてはならず、経済的に不安だ」「安心してわが子の将来を託すにはどうしたらいいの」など、制度のわかりにくさや、親の漠然たる将来の不安などが挙がっていました。今回、県育成会では、（一社）全国手をつなぐ育成会連合会の常任理事兼事務局長の又村あおい氏をお迎えし、法人後見センターで実際に後見事業に従事している大部さつき常任理事とともに、会員から寄せられた課題や不安を質問する形式でトークセッションを開催しました。

研修会当日の8月1日（月）綾瀬市オーエンス文化会館には100人近い参加者が訪れました。

前半は制度の概要や課題、制度の抜本的な見直しが検討中であることを説明していただき、後半は参加者からあらかじめ募った質問に答えていただきました。会場に訪れた方からの感想としては

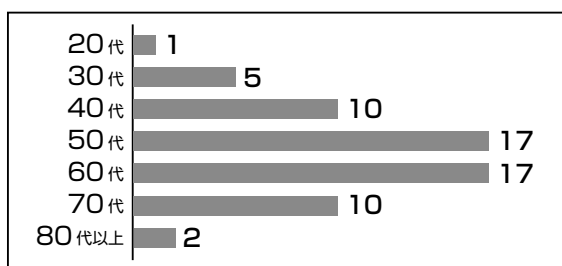
「今ちょうど申立て途中であり、大変参考になった」「以前、勉強会に出た時と違い、具体的に自分ならどうしたらいいのイメージが少し見えてきた」という声が聞かれました。

トークセッションから2週間後、新聞の見出しには『成年後見 民法改正へ』と、大きく掲載されていました。法務省が検討し2026年度にも柔軟な利用が可能になる方向のようです。これから、ますます目が離せない状況のこの制度。障害のあるわが子を安心して託すためにも、よりよいチームを作っていくことが必要であると改めて感じたトークセッションでした。

※研修会の動画や各記録はホームページ「会員のページ」で来年2月末までご覧いただけますので、会員の皆様は是非ご覧ください。
(人権啓発委員)

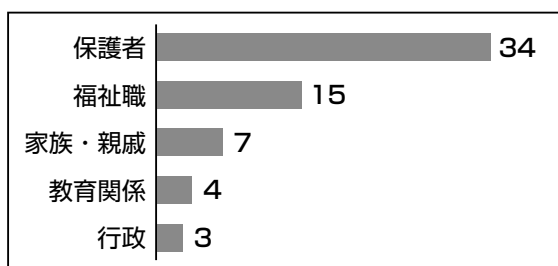
参加者の内訳（提出されたアンケートより）

年代



単位：人

属性



単位：人



「育成かながわ」は、共同募金配分金により発行しています。

令和 5 年度予算要望について 県議会議員とヒアリングを行いました

県育成会として提出した「令和 5 年度予算要望」についてご報告致します。

7 月下旬から 8 月上旬にかけ、5 項目の要望を全ての県議会議員に提出し、対面やオンラインで各党の県議会議員団とヒアリングを行いました。ヒアリングの場では、会長・副会長・福祉施策検討委員より要望の詳細をお伝えして、議員の皆さんには様々なご質問やご意見をいただき、大変有意義な時間となりました。また、行政の関係各部署には会長・副会長が要望書を提出に伺いました。



県議会議員とのヒアリングの様子

【育成会 5 つの要望】

- 1 知的障がい者の声を反映させるための配慮と本人活動の支援を求める要望**
会議に参加する際、本人や同行支援者への配慮や支援、会議後のフィードバック
- 2 知的障がい者を対象に感染症を踏まえた防災訓練を要望**
モデルケースから市町村で展開、特性に合わせた映像等による防災教育の推進
- 3 知的障がい者のグループホーム等の暮らしの整備と支援に関する要望**
誰もが自分らしく暮らせるための支援、グループホーム・地域ごとの格差への支援
- 4 インクルーシブ公園の整備に関する要望**
県立公園の整備と市町村の公園整備にも予算面等での支援
- 5 一人一人の成長に合った通学支援に関する要望**
特別支援学校だけでなく、地域の学校も連携し通学を個別支援計画の中に取り込み、小学校から引き継ぎ個々の成長に合わせた通学支援を行うこと

※ 4 と 5 は父母連の要望にも提出し、10 月 18 日行政との懇談会に県育成会も参加しました。

また 9 月に各支部の要望書の提出状況等のアンケートを行いました。アンケート結果は共通の課題の抽出等、令和 6 年度予算要望をまとめる際の資料となります。県議会議員団を通じていただいた行政からの回答と合わせ、10 月のブロック会議で会員に報告する事ができました。要望はすぐに叶うものではありませんが、子ども達の未来の為に気がかりな事や希望を伝える貴重な機会です。更に、県域の各市町村で同様の要望の聲が上がれば、より重要なニーズとして県議会議員の方々や行政にも受け止めていただけるのではないのでしょうか。皆さんの要望の聲に対し、丁寧に耳を傾けて国・県への要望書を作成できるよう、また、要望活動が各支部でも定着していけるよう福祉施策検討委員会としてもしっかり取り組んで参ります。

(福祉施策検討委員)

『当事者目線の障害福祉推進条例』

～ともに生きる社会を目指して～ が議会で可決

— 令和 5 年度 4 月からの施行に向けて —

神奈川県『当事者目線の障害福祉推進条例』案は県議会での審議を経て 10 月 14 日の本会議において全会一致で可決され、令和 5 年 4 月施行されます。

今年度の県育成会総会において共生推進本部室より条例策定に至るまでの経緯について説明がありました。その後パブリックコメントを経て「素案」が示され、県各支部の意見を集約し、担当部署との意見交換を重ねてきました。今後は施行に伴い育成会も率先して会員のみならず県民に対しても活動の中で周知していくことが必要です。

これからの神奈川県の障害福祉施策の指針となる条例です。平成 28 年「津久井やまゆり園事件」から 6 年を経て「ともに生きる神奈川」を構築しようとする神奈川県の取り組みは、私たち障害当事者の親の団体として歓迎すべきことと評価する一方で、「喜び」「心が輝く」など知的障害当事者や私たちにもわかりにくい表現があり、差別、虐待の禁止に関する罰則が明記されていないこと、また意思決定支援や権利擁護等の条文では具体的な施策の実施については記載がないことなどに県育成会として意見を伝えてきました。今後は条例に記載されている下記の理念を県育成会の「要望」につなげていく事が問われてきます。

県は当事者目線の障害福祉の推進に関する基本的施策を策定し、『第 10 条 意思決定支援の推進』『第 12 条 障害を理由とする差別、虐待等の禁止』『第 14 条 社会的障壁の除去』『第 18 条 障害福祉の政策立案過程への障害者の参加』『第 24 条 地域間の均衡』『第 25 条 自立支援協議会の活動の推進等』『第 27 条 財政上の措置』を実施する責務があります。

県育成会として、来年度以降この条例に示されている理念をどのように「要望」につなげていくかが課題となると思います。各支部も市町への「要望」の根拠として「条例」に示された基本理念を示していくことが期待されます。県では 5 年を経過するごとに条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしていますが、条例によっては 5 年を待たずに見直しが検討されているものもあり、この条例もその対象になるとのことです。私たち育成会はこの条例を通し、福祉施策の実現に向け行政や他の障害者団体等と積極的に関わりながら運動を進めていくことが求められています。

(福祉施策検討委員)

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会の会員の皆様へ

手をつなぐがん保険

(団体総合生活保険)

障がいのある方とそのご家族をワイドにお守りする保険です

特長1

代理手続き
代理告知が可能

障がいのある方向けプラン

特長2

告知対象
疾患の緩和

障がいのある方向けプラン

特長3

成年後見
費用を補償

障がいのある方のご家族向けプラン

この広告は、「手をつなぐがん保険」の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。
「手をつなぐがん保険」は団体総合生活保険のペイトネームです。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

手をつなぐがん保険に興味を持たれた方は
下記お問い合わせ先（取扱代理店）に
資料請求をお待ちしております。

【お問い合わせ先取扱代理店】

ぜんち共済株式会社
〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5
九段北325ビル4階
0120-322-150
TEL: 03-6910-0850 FAX: 03-6910-0851
URL: <http://www.z-kyosai.com/>
MAIL: gan@z-kyosai.com
(営業時間 平日9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く))

東京海上日動火災保険株式会社
公務第一東京公務課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL: 03-3515-4126 (営業時間: 平日9:00～17:00)

2021年3月作成
20-TC10720

研修会①

「障害支援区分について聞いてみよう」

昨年度、コロナ禍で延期となっていた研修会を、8月25日（木）、大和市保健福祉センターにて、（社福）星谷会理事長・（公財）日本知的障害者福祉協会政策委員の河原雄一氏をお迎えして開催しました。

参加者は14名、すでに認定調査を経験された方が多かったようですが、中には初めての認定調査を控えている方もおられました。

参加動機で多かったのは、「障害支援区分についてより深く知りたかった」「障害支援区分の程度が本人の様子を反映していない場合にどう対応して良いかわからない」というものでした。

以前の高齢者の介護保険を基にして策定された「障害程度区分」と比べ、知的障害を配慮した形になり、さらに生活の場（家庭や施設等）の困り感を数字であらわせるようになりました。

この調査をするにあたって、認定調査員や保護者に代わる施設職員向けにマニュアルがあります。ところが、保護者には「高等部を卒業して福祉サービスを利用するために必要である」という説明だけで本人の生活についての観察ポイントや保護者向けマニュアル等の情報はありません。河原氏はまさに保護者向けマニュアルのような具体的なお話しをしてくださいました。

一緒に過ごしている親は子どもへの“支援”を当たり前に行っているので本人が困ることに気が付かないことが多いですが、認定調査の聞き取りの際には、一人暮らしを始めた場合本人のことを全く知らない人が支援するとどうなるかを想像してみる必要があります。そうなった時に本人がどのようなことで困るかを考え、何をどのくらい支援して欲しいか整理して伝えることが大切です。

また障害程度区分認定の『できる』は、100%本人の力だけで支援は0%（支援が要らない）を示します。一方、『できない』は、本人の力は0%で支援が100%必要を示します。『見守り』や『部分的支援』は、本人の力が99%でも支援が1%必要なら『支援が必要な状態』と考えます。例えば見守りについて、どんなことをどの程度（時間）見守るか、行動上の障がいが生じないように行っている支援や配慮、投棄の頻度を含めて、支援の必要性を明らかにしていきます。

知的障害がある方は十人十色、同じ人はいません。本人と支援者（家族）の困っていることをありのままお話して、支援の頻度や程度を特記事項に書いてもらいましょう。環境の変化などにより本人の状態が変化したら更新期限を待たずに再判定できますので関係先に相談し、より良い支援を受けられるようにしていきましょう。（組織活性化委員）



未来あんしんサポート

「知的障がい」や「自閉症」等の障がいのあるお子さまのために
「親なきあと」をサポートするご提案です

未来あんしんサポート®

「生命保険」と「信託」が「親御さまの想い」を
確実に未来へのこします

障がいのあるこの子が
お金の管理をできるか心配…

この子が経済的に
困らないようにしてあげたい。

残したお金をこの子が
使い切れない時のことも考えておきたい。

お問合せや資料のご請求はこちらへ
未来あんしんサポートに関するお問い合わせ
ジェイアイシー生命保険信託相談ダイヤル
☎0120-580-503 通話料 無料
受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

●未来あんしんサポートについて、詳細は「未来あんしんサポート リーフレット」をご覧ください。●株式会社ジェイアイシーは「個人情報保護方針」と題するプライバシーポリシーを策定し、これに基づいて個人情報の取扱いを行っています。その内容は、株式会社ジェイアイシーのホームページにてご確認ください。●当資料は、2020年7月1日時点のお取扱い内容に基づき作成しています。

「生命保険募集代理店・信託契約代理店」

株式会社ジェイアイシー
本社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11
新宿三井ビル2号館2F
ホームページ www.jicgroup.co.jp

「所属信託会社」
みずほ信託銀行株式会社

「生命保険引受保険会社」
第一フロンティア生命保険株式会社
または
FWD富士生命保険株式会社

登録No.FWD-C3476-2006

研修会②

「障がいがある子の口腔ケアと身体の健康」 2 会場で開催

今年度は（公財）神奈川県歯科医師会の後援をいただき、県内 3 会場で標記の研修会を開催することとなりました。

第 1 回は 9 月 10 日（土）あつぎ市民交流プラザにて、講師には永村宗護先生（藤沢市）、参加者は 19 名（スタッフ含む）でした。前半は主に「障がい者歯科医療体制」「虫歯や歯周病の仕組み」「口腔ケアを通じた自立支援」「介助みがきや虫歯治療」等の説明をしていただきました。後半は事前及び参加者からの質問時間としました。特に参加者からの質問が途切れることなく出されましたが先生には一つ一つ丁寧に答えいただきました。

平塚会場



第 2 回は 10 月 6 日（木）ひらつか市民活動センターにて、講師は鎌田有一朗先生（鎌倉市）、参加者は 22 名（スタッフ含む）でした。厚木会場と同様な内容も多かったですが、特に印象的だったことは「障害者の歯科医療と行動調整」として、視覚支援（TEACCH 法）や行動療法など一人ひとりの障害特性にあった治療法を紹介していただいたことです。質問は予めカードに記入されたものに対し限られた時間内で全てにお答えいただきました。以下、厚木・平塚会場の参加者からの感想（一部抜粋）です。

口腔ケアに関する具体的なノウハウを多く知ることができた／動機づけの方法や介助みがきの時の注意点などたくさん学ぶことができた／給食後の歯みがき指導がコロナ後まだ行われておらずとても気になるがブクブクうがいをするだけでも虫歯予防になると聞いて実践していきたい／肯定的で具体的に伝える、環境を整える、など療育と共通することが盛りだくさんだった

第 3 回の横須賀会場（11/20 開催）については次号の会報で報告いたします。（組織活性化委員）

.....

中学校総合の時間「知的障害理解についてのおはなし」報告

6 月 30 日（木）、湘南学園中部 1 年生 40 名の生徒との「知的障害理解についてのおはなし」と題しての総合授業は、4 月から 2 回の事前学習を踏まえ、命の大切さ・多様性を学んでこられた中でのものでした。生徒からは「相手の言葉を理解できないという症状があるが、それは呪文のように聞こえるのか？」「知的障害の方とどう接していくのがいいのか？何を大切にすればいいか？」と“障害”のイメージが持てない中での授業なので、まずは障害について生徒たちに一言ずつ話してもらいました。多くの生徒は、電車の中や塾の中で「大きな声を出す人」「独り言をぶつぶつ言う人」が障害者と感じ、接することが不安に思っているようでした。その中で「知り合いのお子さんが、しゃべれないけれど歌がうたえる」という貴重な意見がありました。その他にも、現在の社会的モデルの障害のとらえ方、手をつなぐ育成会の成り立ち、障害児が生まれた家族の手記で、親の障害受容などもお話ししました。障害者とのかかわり方については、大人の関わり方のお手本として、セサミストリートのジュリアの紹介動画を視聴しました。

中学生のみなさんの素直な感覚に、私自身も大変勉強になりました。1 時間という短い中で、真剣なまなざしで向き合ってもらえたことが大変心強く感じました。（人権啓発委員）



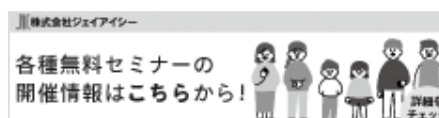
紅梅学園支部

紅梅学園では、同じ法人の他の事業所と一緒に、例年、「紅梅納涼祭」という形で地域住民も一緒に楽しむイベントを行っていましたが、コロナ禍で2年間中止していました。家族会の役員会では、大規模なお祭りは出来なくても、地域住民も切望しているとのことで、花火大会だけでも行っては、と法人に共催で行うことを提案し、地域の自治会にも回覧で告知し、8月21日(日)に開催しました。

しかし、コロナ感染が再拡大してきたので、家族が一緒に参加する形式は止めて、花火大会の様子は動画配信で家族にも見てもらおうということになり、業者に依頼して行いました。動画には、利用者さんの喜んでる歓声も聞こえ、良かったです。開催時のYouTubeの視聴数は40数件でしたので、40家族ぐらいが見てもらえたと思います。会員からも「家族みんなで見ました」等の反響がありました。



ご覧になっていますか？ 育成会のホームページ



県育成会のホームページでは各方面から集めた最新の情報を載せています。また会員の方限定でご覧いただける「会員のページ」もあります。(これにはパスワードが必要です。わからない方は各支部の理事にお尋ねください)。また、8月より株式会社ジェイアイシーのバナーを載せてセミナー案内が見られるようになりました。今後も便利で身近なホームページとなるように更新していきますので、皆様からの情報も是非お寄せください。

編集後記

県議会で当事者目線の障害福祉条例案が可決されました(関連記事P3)。また9月には国連障害者権利委員会が日本への総括所見(勧告)を発表し、課題の多さが浮き彫りになりました。我々当事者団体としては更に声を出し続けていかなければ、と改めて感じた次第です。この10月新たに横須賀支部が立ち上がりました。次号では横須賀での研修の様子等お知らせしていく予定です。(中川 孝子)

知的障がい児者・自閉症児者の 生サポは 家族の安心を支えます

当会にご入会いただくと、
知的障がい児者、自閉症児者のための
病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

AIG損保の普通傷害保険

生活サポート総合補償制度

■担当代理店・扱者
株式会社 ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11
新宿三井ビル2号館2F
TEL: 03-5321-3373 FAX: 03-5321-4774
受付時間: 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

東京第二プロチャネル営業部

〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階

TEL: 03-6894-9110

受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

- 日常生活に関する相談支援
 - 就労に関する相談支援
 - 権利擁護に関する相談支援
- の3事業を実施しています。

主な補償内容

病気やケガで入院したとき
入院給付金

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術・各保険金
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

※上記は概要です。詳細は下記までお問い合わせください。

病気で死亡したとき
疾病葬祭費用保険金 ※プランによって補償します

賠償責任を負ったとき
個人賠償責任保険金

虐待・逮捕・勾留に対応するとき
弁護士費用等補償 ※プランによって補償します

就労中に他人にケガをさせたり
物を壊してしまったとき
職業従事事故対応費用補償 ※プランによって補償します

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、職業従事事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

保険のお問合せはこちら

ご入会のお問合せはこちら

一般社団法人やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0825 神奈川県横浜市神奈川区反町3-17-2

神奈川県社会福祉センター5F

TEL: 045-314-7716 FAX: 045-324-0426

http://yurisapo.jp/index_qhm.php

2021年12月現在の内容です。(D-005642 2023-03)